

(仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業

事業者選定基準

令和4年12月

(令和5年7月10日修正)

長 崎 市

目次

第1.	本書の位置づけ	1
第2.	事業者選定の概要	1
	1. 事業者の選定方式.....	1
	2. 事業者の選定方法.....	1
	3. 事業者の選定の体制.....	1
第3.	審査等の流れ	2
第4.	資格審査	3
第5.	提案審査	3
	1. 基礎項目審査.....	3
	2. 技術提案に係る評価（加点項目審査）.....	3
	3. 価格評価点の算定.....	4
	4. 総合評価点の算定及び最優秀提案の選定.....	4
第6.	優先交渉権者の決定等	4
	1. 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定.....	4
	2. 選定結果及び審査講評の公表.....	4
	3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	4

添付資料

- 別紙1 基礎項目審査の評価基準
- 別紙2 審査項目の評価基準
- 別紙3 審査項目の評価視点

第1. 本書の位置づけ

(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業事業者選定基準(以下「事業者選定基準」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき特定事業として選定した(仮称)長崎市南部学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集・選定を行うに際し、応募者に公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

第2. 事業者選定の概要

1. 事業者の選定方式

本事業を実施する事業者には、本事業の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等と事業実施における経済性とを総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定は、提案価格と併せて、長崎市(以下「本市」という。)の要求するサービス水準との適合性、維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2. 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、応募者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、応募者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

なお、資格審査の結果は、提案審査における評価には反映させないこととする。

3. 事業者の選定の体制

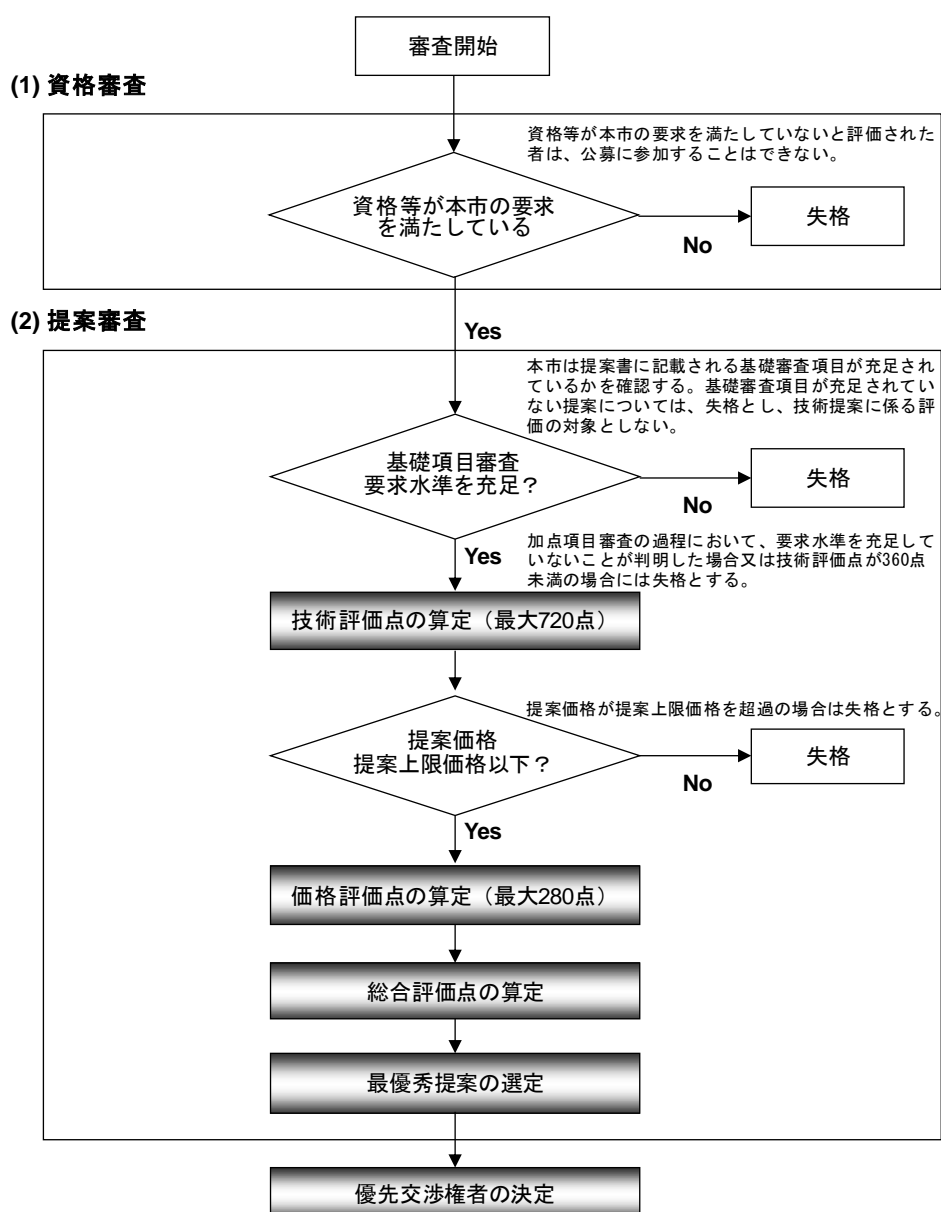
提案審査では、本市が設置した学識経験者等で構成する長崎市学校給食センター整備運営事業受注者選定審査会(以下「受注者選定審査会」という。)が応募者から提出された提案審査に関する書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。

本市は、受注者選定審査会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。受注者選定審査会の委員は、以下のとおりである。

	氏 名	所 属
会 長	宮 原 和 明	長崎総合科学大学
委 員	鷺 見 賢 一	長崎県弁護士会
委 員	岡 田 裕 正	長崎大学経済学部
委 員	福 地 弘 充	(一社) 長崎市薬剤師会
委 員	武 藤 慶 子	長崎県立大学
委 員	佐 藤 尊 之	長崎市PTA連合会

第3. 審査等の流れ

審査等の流れは、次のとおりとする。



第4. 資格審査

応募者及び協力企業が、募集要項に示す参加資格要件を満たしているかどうかを審査し、参加資格要件の不備があれば失格（参加資格がない）とする。

第5. 提案審査

1. 基礎項目審査

本市は、応募者の提案内容が、「別紙1 基礎審査項目の評価基準」に掲げる基礎審査項目を満たしているか、審査を行う。提出された応募書類がすべて募集要項の指定どおりに揃っているかを本市において確認し、基礎審査項目を満たしている場合は適格とし、満たしていない場合は失格とする。

2. 技術評価点の算定（加点項目審査）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、受注者選定審査会において技術提案に係る評価を行う。技術提案に係る評価は、応募者の提案内容について、以下に示す審査項目について評価基準に応じて得点を付与する。技術評価点は最大720点とし、その内訳は「別紙2 審査項目の評価基準」に示す。また、技術評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入するものとする。なお、その過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合又は技術評価点が360点未満の場合には失格とする。

審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	70	配点の割合：最大720点中 9.7%
② 設計業務に関する事項	165	〃 23.0%
③ 建設・工事監理業務等に関する事項	70	〃 9.7%
④ 開業準備業務に関する事項	10	〃 1.4%
⑤ 維持管理業務に関する事項	70	〃 9.7%
⑥ 運営業務に関する事項	245	〃 34.0%
⑦ 応募者独自の提案に関する事項	90	〃 12.5%
合計	720	

【評価基準】

評価	評価水準	点数化の方法
A	具体的かつ非常に優れた提案がなされている	配点×100%
B	優れた提案がなされている（AとCの中間程度）	配点×75%
C	適切な提案がなされている	配点×50%
D	具体的かつ適切な提案が少ない（CとEの中間程度）	配点×25%
E	要求水準を満たすものの、懸念される点がある	配点×0%

3. 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大280点）については、見積書に記載された提案価格で行うものとし、提案価格に対して、次式により価格評価点を算定する。

価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入し、価格評価点を算出する。なお、提案上限価格は、6,665,976千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、提案上限価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 280 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低の提案価格}}{\text{提案価格}} \right)$$

4. 総合評価点の算定及び最優秀提案の選定

技術評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点（最大720点）} + \text{価格評価点（最大280点）}$$

第6. 優先交渉権者の決定等

1. 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、提案審査に基づいて受注者選定審査会により選定された最優秀提案を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

なお、本市が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

応募者が1者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。本市はこの結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2. 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者の代表企業に通知するほか、審査講評を本市ホームページで公表する。

3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

最終的に応募者がいない場合又は、応募者が1者以上あった場合についても審査過程においてすべての応募者が適切でない判断された場合においては、優先交渉権者を決定せず、その旨を本市ホームページで速やかに公表する。